

“2018 平昌” “2020 東京” “2022 北京” オリンピック・パラリンピックを目指す選手が  
出場する国際大会激励費交付規程

(趣旨)

第1条 オリンピック・パラリンピック選手の輩出を目指す「エイト・オリンピックズ・プロジェクト」の趣旨に沿って、“2018 平昌” “2020 東京” “2022 北京” オリンピック・パラリンピックを目指し、国際大会に日本代表として出場する選手を激励し、盛岡市におけるスポーツの発展と市民のスポーツに対する意識の向上に資することを目的とする。

(交付対象大会)

第2条 前条に規定する国際大会とは、オリンピック、パラリンピック (“2018 平昌” “2020 東京” “2022 北京” 大会) 及び世界又は地域を統括する団体が主催する国際大会で、日本オリンピック委員会、(公財) 日本スポーツ協会加盟中央競技団体、日本パラリンピック委員会及び(公財) 日本障がい者スポーツ協会が派遣する、オリンピック、パラリンピック実施競技における国際大会とする。

(交付対象者)

第3条 激励費の交付対象となる者は、日本オリンピック委員会、(公財) 日本スポーツ協会加盟中央競技団体、日本パラリンピック委員会及び(公財) 日本障がい者スポーツ協会が派遣する選手のうち、下記のいずれかに該当し、かつ日本代表選手として出場することが確認できる者とする。

- (1) 盛岡市内に住所を有する者
- (2) 盛岡市内に勤務し、若しくは通学する者
- (3) 盛岡市内にその競技の活動拠点を有する者
- (4) 盛岡市内の小学校、中学校又は高等学校を卒業した者
- (5) その他会長が特に認める者

(交付額)

第4条 激励費の額は、次に掲げるとおりとする。

- |                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) オリンピック・パラリンピック     | 300,000円 |
| (2) 国及び年齢に制限のない国際大会    | 100,000円 |
| (3) その他国際大会で会長が特に認めるもの | 50,000円  |

2 激励費の交付は、同一年度内において同一交付対象者につき2回を限度とする。

(交付の申請)

第5条 激励費の交付を受けようとする者は、大会開始前までに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 国際大会出場激励費交付申請書(様式第1号)
- (2) 国際大会出場激励費請求書(様式第2号)
- (3) 大会開催要項又はこれに準ずる書類
- (4) 大会に出場することを確認することができる書類
- (5) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 第5条に規定する書類の提出があった場合には、その内容を審査の上、適正と認められるときは激励費交付の決定を行い、国際大会激励費交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 激励費の交付を受けた者は、大会終了後速やかに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 国際大会出場報告書(様式第4号)
- (2) 大会に出場したこと及びその成績を確認することができる書類
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付の取消等)

第8条 会長は、激励費の交付の決定又は激励費の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、激励費の交付の決定を取り消しあるいはその返還を求めることができる。

- (1) 大会が中止されたとき
- (2) 大会への出場を辞退し、又は取り消されたとき
- (3) 偽りその他不正な手段により激励費の交付を受けたとき  
(事業の実施期間)

第9条 この規程の実施期間は、施行の日から2022年の冬季パラリンピック終了時までとする。

附 則

この規程は平成29年12月19日から施行する。

附 則

令和元年10月1日一部変更